

○ 公益通報の処理状況（令和３年度、全任命権）

（単位：件）

			受付件数	通報事実を 確認した件数	うち職員の処分 に至った件数	(参考) 前年度 の受付件数
内部 通報	公益通報窓口 又は通報相談 員に通報され たもの	顕名通報	3(0)	1	0	6
		匿名通報	3(0)	1	0	5
	上記以外の窓口に寄せられた もの		2	0	0	3
	小 計		8(0)	2	0	14
外部 通報	本市に処理権限 のあるもの	顕名通報	1	0	0	1
		匿名通報	3	1	0	0
	本市に処理権限のないもの (他の行政機関を教示)		1	—	—	1
	小 計		5	1	0	2
合 計			13(0)	3	0	16

（注）１ （ ）内は、外部窓口の受付件数で内数です。

２ 内部通報とは、本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

３ 外部通報とは、国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる 495（令和４年 10 月 1 日現在）の法律（食品衛生法等）に規定する犯罪行為、法令違反行為で、本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

（主な通報内容）

- ・ 職員の中抜けに関するもの
- ・ 勤務態度不良（勤務時間中の私的行為）に関するもの
- ・ 副業行為に関するもの